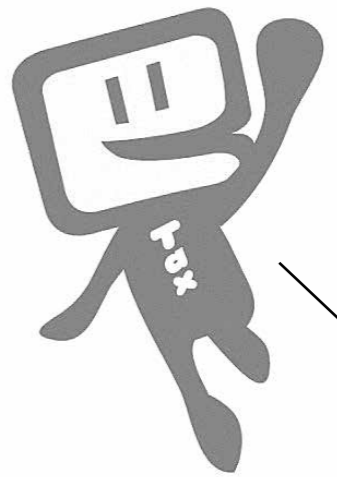


2月16日(木)から、令和4年中の収入について、市県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが始まります。令和5年1月1日現在、市内在住で申告が必要な方は、期間中に申告をしてください。所得税の確定申告をすれば、市県民税の申告は不要です。市県民税申告や確定申告は、税額を決める重要な手続きです。申告の結果によっては、所得税が納付または還付になる場合があります。



市県民税申告 所得税確定申告

— 準備はお早めに —

申告受付期間
2月16日(木) ▶ 3月15日(水)

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128

- マイナンバーカードに送付する電子送付サービスが令和4年10月から開始されています。送付されたデータは国税庁が提供するe-Taxに取り込むことが可能です。
- DeCoなど個人型確定拠出年金の支払証明書など
- 控除対象になる寄付金を申告する場合は、受領証や振込票の控えなど確認ができる書類
- 配偶者や扶養親族を控除対象とする方は、対象者の収入金額が分かるもの
- 申告書類や確定申告の案内が届いた方は、その書類(1月下旬に発送予定)
- 申告者名義の口座番号が分かるもの(所得税が還付される場合は必要) など

申告をしないこと

収入がない方、非課税年金(遺族年金、障害年金など)のみの方は、特に注意してください。

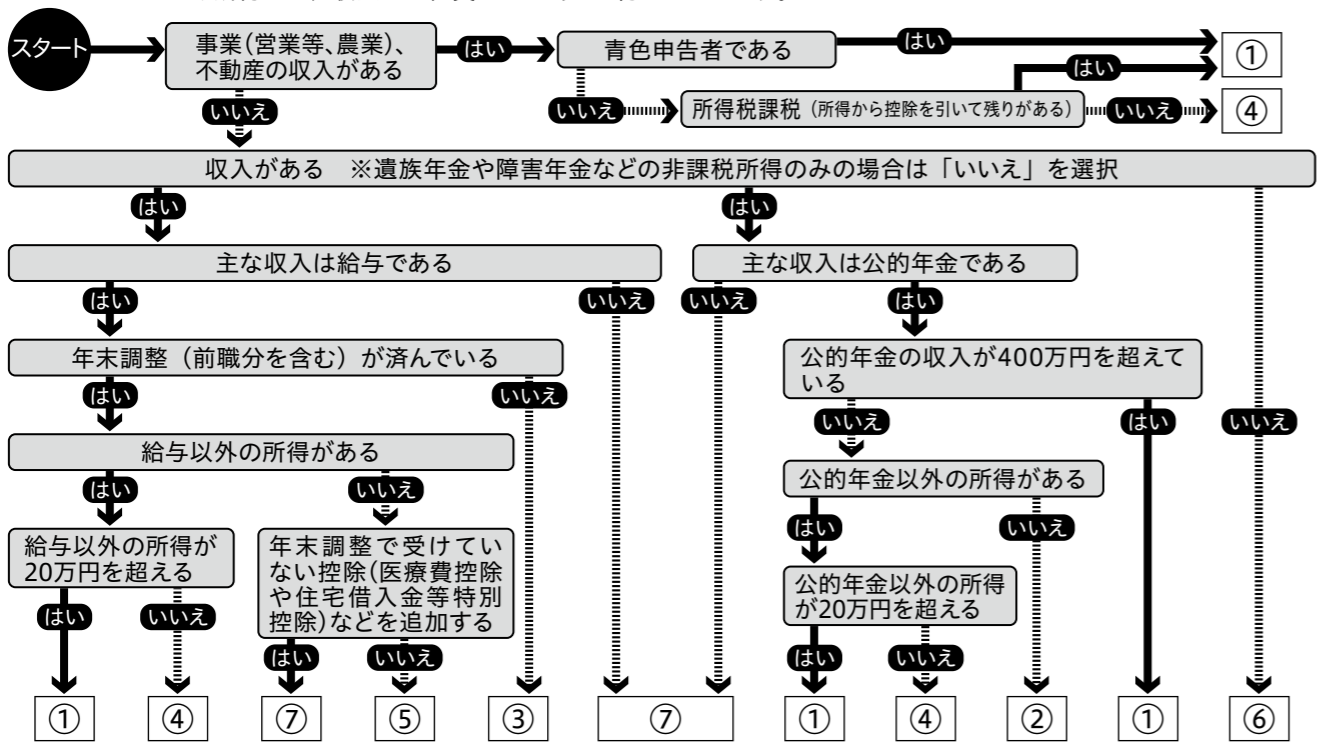
- 児童扶養手当の決定が正しくない場合があります。
- 国民年金保険料の免除申請ができない場合があります。
- 所得課税証明書(所得などを証明するもの)の発行ができない場合があります。
- 高額療養費を本来の区分で受け取ることができない場合があります。
- その他注意点
 - ふるさと納税のワンストップ特例制度を受けた方が、追加で確定申告・市県民税申告を行う場合、ワンストップ特例制度が無効となります。必ず寄付金の領収書を持参してください。

市の会場でも

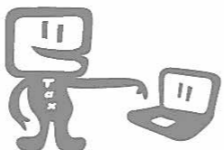
期間中は、市の申告会場でも確定申告ができます。(日程・会場などは市広報2月号・市ホームページに掲載)
※申告内容により、市内で確定申告を受け付けできないものがあります。その場合は、税務署で申告してください。
【例】青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税(土地・建物の売却、株の売買など) 所得の申告など

申告の必要があるかどうか迷ったら

フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考として使ってください。ここでいう所得とは、収入から経費を差し引いた利益のことです。



- ① 確定申告が必要です。
- ② 確定申告の必要はありません。ただし、所得税が源泉徴収されている方は確定申告することにより所得税が還付となる場合があります。また、市県民税の申告で控除を追加することにより、次年度の市県民税が減額となる場合があります。
- ③ 確定申告が必要となる場合があります。※申告することで所得税が精算され、その結果により納付または還付が決定します。
- ④ 市県民税の申告が必要な場合があります。
- ⑤ 申告不要です。
- ⑥ 申告の必要はありませんが、申告しないと所得課税証明書の発行ができません。
- ⑦ 確定申告または市県民税の申告が必要です。



申告が必要な方

「7ページの「申告の必要があるかどうか迷ったら」参照」
このほか、次のような場合があります。
○ 勤務先から、大竹市へ給与支払報告書の提出がされていない。
※勤務先で年末調整が済んでいない方や、複数の仕事を掛け持ちしている方は、確定申告が必要な場合があります。
○ 生命保険の満期または解約返戻金(一時金)や個人年金を受け取った。
などの場合は申告が必要です。

申告が不要な方

「7ページの「申告の必要があるかどうか迷ったら」参照」
このほか、次のような場合があります。
○ 年間収入が公的年金収入(400万円以下)のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など)以外の各種控除(医療費控除など)を追加する必要がない場合。

申告に必要なもの

市広報2月号でもお知らせしますが、事前準備の参考にしてください。
【必ず持参するもの】
○ 本人確認物(申告者のマイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認が可能なもの)(控除対象の扶養親族などのマイナンバーが分かるもの)
【収入関係(該当する場合は必ず持参)】
○ 給与や公的年金がある方は、源泉徴収票(複数ある場合は全て必要です。忘れた場合は自宅に取りに帰ってもらうか、紛失された場合は発行元に再発行をお願いします)
○ 事業所得や不動産所得がある方は、収支の内訳が分かるもの(収支内訳書など、収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してください)
○ 生命保険の満期または解約返戻金(一時金)や個人年金を受けた方は、令和4年中に支払われた額の支払証

明書(経費などの記載があるもの)など
○ 事業、雑収入、シルバー人材センター配分金に関する支払調書など
【控除関係】
○ 医療費控除を申告する方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」など(領収書添付・提示のみでは受け付けできません。必ず人別・病院別の合計を計算しておいてください)
○ 生命保険料や地震保険料の控除証明書
○ 健康保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書など
※市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書(いずれも年金からの天引き分を除くものが記載)は、1月下旬に送付予定です
※非課税年金(遺族年金、障害年金など)から保険料が天引きされている方のうち、申告する方は、市民税務課に問い合わせてください
○ 国民年金保険料の控除証明書など

※控除証明書を電子データで

廿日市税務署からのお知らせ 年々便利になっています スマートフォンで確定申告を



問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829・32・1217(代表)

確定申告は、とても便利なスマートフォンからがおすすめです。

機能がいろいろ追加されており、給与所得の源泉徴収票をスマートフォンのカメラで撮影すると、金額や支払者などの情報が自動入力されたり、令和5年1月から青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能となったりするなど、より一層便利になっています。

詳しくは国税庁ホームページの「令和4年分確定申告特集」を確認してください。

申告会場への来場を検討している方へ

今年は感染症対策の一環として、1月30日(月)から3月15

日(水・土・日曜日、祝日を除く)までの期間、廿日市税務署に申告会場を設けています。申告会場への入場には、入場整理券が必要です。

LINEで国税庁を友だち登録すると、相談したい日と時間帯を事前に予約できます。(LINEによる予約は、1月中旬ごろから可能です)

LINEによる予約のほか、申告会場でも入場整理券を配布していますが、配布状況によっては、後日の来場をお願いすることがあります。

なお、1月27日(金)以前は申告会場を開設しておらず、少人数で相談を行っています。(当日券配布による受け付けとなりますが、当日券の枚数には限りがあるため、なくな

り次第、締め切ります)

来場される際のお願い

申告会場では、ご自分のスマートフォンを利用した申告を推奨しますので、スマートフォンを持っていらっしゃる方は、必ず持参してください。



国民健康保険・後期高齢者医療保険 医療費通知は 確定申告で利用できます

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141
市民税務課 ☎59-2128
廿日市税務署 ☎0829-32-1217

これらの医療費通知を確定申告の時に添付すれば、医療費控除の明細書の記入を一部省略することができます。受診分の医療費通知は、送付が確定申告の時期に間に合いません。11月～12月受診分の領収書に記載された金額をもとに、医療費控除の明細書を作成し、添付しなければなりませんのでご注意ください。

※令和2年分の所得税確定申告・令和3年度分の市県民税申告から、医療費控除の明細書の添付が必要となりましたのでご注意ください。(「領収書添付・提示のみ」では申告を受け付けることができなくなりました)

また、医療費の領収書は自身で5年間保存してください。

※医療費通知では、広島県外の医療機関を受診すると、医療機関名などが「〇〇県」という表示になることもありま。その場合は、医療費控除の明細書に補記する必要があります。不明な点があれば税務署などに問い合わせてください。

高額医療・高額介護 合算制度とは？

1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合計して、自己負担限度額(世帯単位)を超えた場合、その超えた金額が支給されます。支給の際は、それぞれの限度額に応じて案分され、保険者ごとに次の区分により支給されます。

○高額介護合算療養費・医療保険から給付
○高額医療合算介護(予防)サービス費・介護保険から給付

※自己負担額を計算するときの対象期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

自己負担限度額(年額)

表のとおり

申請の手続き

申請は令和4年7月31日時点で加入している医療保険者に申請します。

後期高齢者医療被保険者で対象となる方には、1月中旬以降に広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内が送付

医療と介護の自己負担額が 高額になったとき

問い合わせ 保健医療課 ☎592141

されます。また、国民健康保険被保険者で対象となる方には、2月中旬以降に市から申請案内が送付されます。

同封の申請書に必要事項を記入の上、保健医療課または各支所へ申請してください。対象期間の令和3年8月1

日から令和4年7月31日の間で、市外から転入した方や、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した方など、加入していた医療保険や介護保険の保険者情報に変更があった場合、案内がなくても支給の対象となる場合があります。対象期間の領収書などで、申請対象となるかを確認し、保健医療課、または令和4年7月31日時点の医療保険者に問い合わせてください。

自己負担限度額(年額・世帯単位)

同一世帯内の医療保険加入者に係る自己負担額。ただし、高額療養費などの支給を受けたものを除きます。

70歳未満の人(年額・令和3年8月～令和4年7月)

区分	自己負担限度額(年額・世帯単位) 医療保険+介護保険
年間所得901万円超	ア 212万円
年間所得600万円超901万円以下	イ 141万円
年間所得210万円超600万円以下	ウ 67万円
年間所得210万円以下	エ 60万円
市県民税非課税世帯	オ 34万円

70歳以上の人(年額・令和3年8月～令和4年7月)

区分	自己負担限度額(年額・世帯単位) 医療保険+介護保険	
市県民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ	212万円
	現役並み所得者Ⅱ	141万円
	現役並み所得者Ⅰ	67万円
	一般	56万円
市県民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。

例)夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般かつ、1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。(合計金額は70万円)⇒年間70万円を支払った後にこの制度に基づく支給の申請をすると、基準額56万円を超えた金額(14万円)をお返しすることにより、最終的な年間の負担は56万円に留まります。

固定資産税の償却資産 申告期限 1月31日

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2129

1月1日現在で、市内に事業の用に供する償却資産を所有する法人・個人は、資産の多少、異動の有無にかかわらず、毎年、期限までに償却資産の申告が義務づけられています。

償却資産申告書を市民税務課に提出してください。

対象となる償却資産

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産。構築物、機械・装置、船舶、車両および運搬具、工具・器具・備品など。

なお、自動車税、軽自動車税の対象となる車両などは申告対象となりません。